

タイトル	元正天皇期の政権構造
著者	佐々木, 律子; SASAKI, Ritsuko
引用	年報新人文学(15): 58-103
発行日	2018-12-25

元正天皇期の政権構造

佐々木 律子

はじめに

女性天皇が多く輩出した七世紀から八世紀は、外的には白村江の戦いの敗戦、内的には壬申の乱という、二つの国家的危機を経験した時代であった。井上亘氏は「白村江と壬申の乱が外交・内政に与えた打撃を軽視してはなるまい。世界的にみても遠征失敗から内乱を経験した国家は当然疲弊する。未曾有の危機であったといっても過言ではない」⁽¹⁾と述べている。外的危機が誘因となり、国を二分する事態となった壬申の乱後の日本を、どのようにして国家としての体裁を整えていくかが、乱後から八世紀初頭までの天皇たちにとっての課題であった。

律令による国づくりは、乙巳の変以後から天智天皇によって準備され、壬申の乱を経て天武天皇（大海人皇子）へと継続されていくが、以後、八世紀初頭までに至る律令制国家の成立過程は単線的ではな

かった。

天武天皇にとつて、二つの国家的危機から国力を回復するためには、それまでの唐中心の外交に依存する体制から抜け出すことであつた。そのため、外交に依存せず、近江朝の政權構造を継承し、強化することが重要であつた。近江朝の自滅によつて成立したともいえる天武朝は、近江朝の政策を継承しただけではなかつた。

政權の内実は、壬申の乱の勝者である功臣と、敗者である近江群臣とが混在するやや不安定な基盤をもつ状況下で、政權の存続と強化を図っていかなければならなかつた。この二者に皇親を加えた三者構造が壬申の乱以後、その時々状況で微妙なバランスをとりながら元正天皇期まで維持されていた。このような政治状況下で、日本は律令制国家形成にまい進していくのである。

持統天皇後の大宝律令体制以後、皇親は皇位継承権を持った危険な存在となつた。皇親を政治の中枢に置くことは、持統系皇統の危険要因となつた。そのため、皇親は徐々に政治の中枢から遠ざけられるようになり、皇位継承権のない安全な母方のミウチとしての藤原氏が、皇統の後見人としての立場をとつていくことになつた。

元正天皇は、母方のミウチを藤原氏としない天皇であつたが、皇太子である首皇子（聖武天皇）は藤原皇子が母親であつた。ということは、新興貴族ともいえる藤原氏から既に文武天皇の后が後宮に入り、将来の皇位継承者となる皇子を出産した時点で、藤原氏を外戚とする権力構造は始まつていたと言える。さらに、後宮には元明天皇の信頼が厚い藤原不比等の妻である橘美千代の存在があつた。

元正期は、まさにこのような政治状況の中で始まつた。その中央における権力の中枢は太上天皇、天皇、

知太政官事もしくは藤原氏の大臣または内臣という構造となっていた。そして、太政官は皇親―近江群臣―壬申の乱の功臣（以後功臣）という三グループから構成され、畿外では壬申の乱の功臣である在地首長が、地方において権力を有していた。元正期は政治的にも未だ壬申の乱の影響を色濃く引きずっていた王権であった。

元正天皇即位の頃は、壬申の乱から四十三年、大宝律令頒布後十三年、平城京遷都後五年経過していた時期であった。母親である元明が太上天皇として彼女を支えていたとはいえ、律令制国家としての基盤は未熟な時期だった。このような状況下で、元正天皇は皇親・近江群臣・功臣それぞれの勢力バランスをとりながら、律令制国家形成に向かって、元明天皇からの事績を継続・修正・発展させていかなければならなかった。

以上の状況を踏まえ、皇親である元正天皇一族、近江群臣、功臣の三者が政権構造を形成していた朝政を元正天皇がどのように動かし、統制していったのか。また、彼らが元正天皇の政権構作者として彼女の治世をどのように支えたのか、ということをも本稿の課題としたい。具体的には、一・元正天皇即位時の政治状況、二・元正期までの議政官の様相、三・元正期の政権構造、の三章から考察していくことで律令制国家の成立過程に向けた元正天皇治世の意義の一面を明らかにしていきたい。

使用史料はほぼ『続日本紀』（以後『続紀』）なので、特に断らない限り以下は『続紀』の記事の年月日のみ記す。

一 元正天皇即位時の政治状況

(一) 内政政策

八世紀初頭は、日本の古代国家が成立したとされる時期である。大宝律令による中央集権的国造り、国家の象徴となる新しい京である平城京への遷都、『古事記』『日本書紀』『風土記』の編纂、遣唐使派遣の継続、外交、など多くの国家的事業が実施、修正、整備された。日本が国際的にも独立国として自立していく過程の時代でもあった。

六六三年の白村江の戦いと戦後の防衛対策は、日本を経済的にも疲弊させ、九年後に起こった壬申の乱は、国を二つに分けることになった。これら九年の間に起こった二つの事件は、律令制国家を目指していた当時の日本に危機的状況を与えた。この危機からの打開策が、律令制を整えた国家による統治だった。

七〇二年の大宝律令の施行に伴い、顕在化した条文の不備や不都合の解決や修正、平城京遷都のための資金調達、和同開珎発行という貨幣経済への取り組み、地方支配のための国衙整備、経済基盤の安定化のための殖産奨励と百姓への対応、蝦夷・隼人への対応、皇位継承などの課題が山積していた。何よりもこの律令自体を政治の中枢にいる官人たちが理解・習熟していないことも問題であった。

元明天皇は和銅五年（七一二）五月十日の詔において、「未熟律令一多有過失」と、律令の遵守・徹底に関する詔を出し律令の励行を促している。虎尾達哉氏は、元明朝の政策の注目点として農民の浮

浪・逃亡対策をあげている⁽²⁾。調庸は百姓にとって大きな負担となり、浮浪・逃亡者の増加は国家の経済基盤を脅かすこととなるため、以後の王権にとってもその対策に苦慮した。郷里制も含めて農地政策は元正期においても修正されていくことになる。

畿内を中心とした国の支配は整ってきたが、九州の隼人・東北の蝦夷への鎮圧対策も継続しなければならなかった。特に東北地方の支配は、農業的な経営だけではなく、渡嶋津軽津司の靺鞨国への派遣を含めた対外貿易という点からも重要になっていく。

国家の安寧のためには、元正天皇以後の皇位継承問題も解決されねばならなかった。文武（息子）―元明（母）―元正（娘）へという皇位継承、その後の元正（伯母）―聖武（甥）への継承は異例であった。これは祖母である持統天皇の、息子草壁皇子系への皇位継承への強い願望のためと言われており、このことは、多くの研究者が元明・元正天皇が中継ぎの女性天皇だったとする見解の大きな理由となっている。即位の事情はさておき、首皇子（聖武）の教育および即位への準備も元明・元正天皇にとって重要課題の一つであった。

『日本書紀』（以下『紀』）をはじめとした国史の編纂は、歴史・文化を文字で表現することを意味し、それは日本人としての自我を持つ手段ともなった。また『紀』の記述の最後が持統天皇期とされたことで、現政権である持統皇統系の正当性が主張されることになった。その後、元正天皇は養老五年（七二二）に『紀』の完成を祝う意味を込めた講書を行わせるなど、『紀』の完成は貴族や皇族にとっても国家のあり方を考える機会ともなった。

(二) 外交政策

白村江の戦いの敗戦以後、天智四年（六六五）唐の百濟占領軍が倭に使節を送った（『紀』天智四年九月二十三日条）。この年、小錦守君大石等を大唐に遣わしたのは、思うに唐の使人を送ったものであろうとある⁽³⁾。

大津透氏は、

翌六六六（天智五）年正月に唐の高宗が行った泰山（山東省）での封禪⁽⁴⁾の儀式に、新羅・百濟の使者とともに参加するためだったらしい。封禪の義とは、中国古代に天子が天下太平を天に報告するたいへんまれな儀式で、そこに敗戦国として参列させられたのである。さらに唐が六六八（天智七）年に高句麗を滅ぼすと翌年に第六次遣唐使を派遣するが、『新唐書』によれば唐の高句麗平定を祝賀するのが目的だった。（中略）これらの遣唐使は戦争の戦後処理のためという政治的交渉を任務とした⁽⁵⁾。

と述べている。その後の大宝二年（七〇二）以後の遣唐使には留学僧や留学生もおり、彼らにより唐の文化や法律に関する文物がもたらされるようになった。そのことは律令制国家成立に向けて大いに役立ったのであった。

「日本」という国名を掲げ、冊封⁽⁶⁾のような唐への従属ではなく、朝貢という外交関係を結んでいった。八世紀半ばまでの日本は、この朝貢体制⁽⁷⁾によって律令制国家形成のための資源を唐から輸入しなければならなかった。しかし、八世紀後半の律令制定着期頃になると、この外交体制に変化がみられ

るようになった。

唐への朝貢体制に関して、榎本淳一氏は「このような規制も、八世紀後半以降次第に弛緩しはじめ、『朝貢体制』が機能しなくなる八四〇年頃は、ほぼ消失してしまう。その結果、規制がかなり緩む九世紀初め以降、東アジア地域でも民間商船が往き来するようになる。」⁸⁾と述べている。しかし、元正期においては大宝律令施行後も、唐からさまざまなものを受け入れなければ律令制国家をより盤石なものとしていくことは出来なかった。そのため、唐だけからではなく朝鮮半島（この時期は新羅）との外交も重視していかなければならなかった。

また、出羽国を設置することで唐・朝鮮半島だけではなく、日本海を挟んで沿海州との交流を図り、国際的視野に立った国家の形成が目指されていた。

西宮秀紀氏は、

『日本書紀』は『古事記』と異なりおおむね国際基準である漢文をもって述作され、『漢書』『後漢書』などの中国正史の帝紀の形式に倣って記述された。（中略）また『古事記』が推古までなのに対して『日本書紀』は持統天皇までを含む。これらのことは、『日本書紀』と『古事記』がやはり違う目的で編纂され、別の読み手を想定していたことを意味していよう。（中略）『日本書紀』の神話伝承には、天皇の日本支配の正当性が述べられており（後略）⁹⁾

と述べている。別の読み手とは誰のことか。『紀』の記載方法がおおむね当時の国際基準であった漢文で記述されていることからわかるように、『紀』は国外へ向けて発信された書といえる。そこには、日本国内というよりも対外的に日本という国の成り立ちと、そこに君臨している天皇家の正当性を知らしめる

ことで諸外国（特に唐か）との、外交をすすめて行こう、という意図があった。

渡部育子氏は、『日本書紀』の完成は歴史書を持たなかった日本が、中国歴代王朝に倣って歴史書をまとめることができた。国家の体裁を保ち、現王権の正当性を主張する上でも必須のことであった⁽¹⁰⁾と述べている。自国の歴史を文字で表現し、残すことは対外的に歴史をもった国と認められることであった。

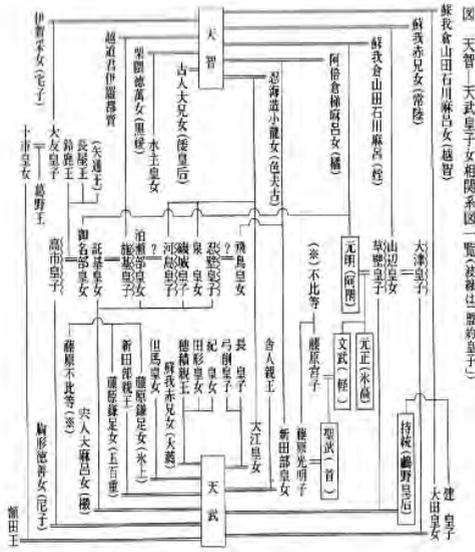
唐の冊封を受けるのではなく、朝貢体制をとりながら、東アジアにおける独立国としての日本の実態を固め、その存在を内外に明らかにする、という事業の一つが『紀』の完成であった。

二 元正期までの議政官の様相

(一) 太政官の構成

大宝元年（七〇一）の太政官構成は次のようである。左大臣は准皇族ともいえる多治比嶋、功臣安倍御主人が右大臣、近江群臣の石上麻呂と藤原不比等、紀麻呂が大納言に昇進し中納言は廃止された。このように大宝律令下の太政官制は、皇親―近江群臣―功臣という持統朝からの構成を継承して発足した。この年、多治比嶋が薨じ、翌大宝二年（七〇二）には、功臣である阿倍御主人が右大臣、近江群臣である石上麻呂、藤原不比等、紀麻呂の三名が大納言、大伴安麻呂（功臣）、粟田真人（功臣）、高向麻呂（近江群臣）、下毛野古麻呂、小野毛野（功臣）が参議、という構成になった。大伴・粟田・高向・小野の

図一 元正天皇家系図



※忍壁皇子は本論文では刑部皇子としている
井上巨『日本古代の天皇と祭儀』三十一頁
(吉川弘文館 一九九八年)

諸氏は古くからの豪族で大夫氏であり、栗田真人と下毛野古麻呂は律令編纂官であった。多治比嶋薨去後、左大臣位は空席となった。翌大宝三年（七〇三）四月に右大臣安倍御主人が薨じ、太政官は近江群臣の三大納言によって独占されることになった。

このような状況の中で、不在だった知太政官事ポストに天武天皇皇子である刑部親王（忍壁皇子）が就任した。刑部親王は吉野盟約皇子⁽¹⁾であり、律令編纂の総帥であった。壬申の乱を体験した天武皇子の多くは薨去し、残されていた数少ない皇子の中の年長者が刑部皇子だった。

図一は元正天皇一族の関係を整理したものである。

慶雲元年（七〇四）に、石上麻呂が右大臣に就任にする。刑部親王薨去後は知太政官事に天武皇子である穗積親王が就任するが、朝政の中心は近江群臣が占めていた。

元明天皇にとって、大宝二年（七〇二）に頒布された大宝律令を柱とした律令制国家を実現していく上で、近江朝官僚の行政能力が必要だったと言える。功臣の多くは東国の在地首長だった。ということは、地方官僚であり中央官僚を経験していなかった、ということも影響しているのではない

かと思われる。壬申の乱以前は、豪族（大夫）の合議制で皇位継承も含め諸々のことが決定されていた。しかし、律令制国家は天皇を頂点とした中央集権国家であった。律令という法律に基づいて国家経営が成されていくのである。そのためには、近江朝政権下で政治の中枢にいた人材を登用することが優先されたのではないかと考える。

（二）功臣の処遇

それでは、功臣対応は、どのようになされていたのか。『統紀』には、壬申の乱の功績を天皇家は忘れていないのだということを示す、次のような記事がみられる。

「冬十月戊子、従四位下文忌寸禰麻呂卒。遣使宣詔、贈正四位上、并贈緇・布。以壬申年功也。」

（『統紀』慶雲四年十月二十四日条）

「辛卯、正六位上黄文連大伴卒。詔贈正四位下。并吊贈之。以壬申年功也。」

（『統紀』和銅三年十月十一日条）

ここから明らかなのは、確かに中央においては近江群臣を朝政構成メンバーとして配置したが、功

臣勢力への配慮も怠っていなかった、ということである。白村江の敗戦、壬申の乱という二度の国家的危機を体験した日本は、安定した国家基盤を作り上げることが急務であった。

壬申の乱（六七二）から四十三年を経ていた霊龜元年（七一五）時点で三十六歳となっていた氷高内親王は、母親である元明天皇より譲位される（霊龜元年九月二日条）。この頃になると近江群臣が朝政の中心を占め、皇親も含め功臣の影が薄くなってきていた。

前述のようにこの時期は大宝律令頒布、和同開珎発行による貨幣経済の向上、平城京遷都、『古事記』『日本書紀』『風土記』編纂、遣唐使派遣など、天武朝からの事績を継続・発展・変革させる事業が行われた。特に元明天皇からの業績の継続・発展・修正など、多くの課題が残されていた。

壬申の乱後の朝政の事情については既に述べたが、皇親・近江群臣・功臣という三勢力の構図は、四十三年を経た時点でも続いていた。しかし、その三者のバランスの中で近江群臣が突出する形で変化がみられてきていた。

三二 元正期の政権構造

（一）元正期における議政官

表一は元正天皇期における議政官を示したものである。

西宮氏は、一男女の性差はこと日本古代の天皇位に關してはさほど問題はなく、問題になるのは、即位

表一 元正天皇期の議政官

和暦	西暦	知太政官事	左大臣	右大臣	大納言	中納言	参議
靈龜元	715		石上麿	藤原不比等		粟田真人 巨勢麻呂 安倍宿奈麿	
靈龜2	716		石上麿	藤原不比等		粟田真人 巨勢麻呂 安倍宿奈麿	
養老元	717		石上麿	藤原不比等		粟田真人 安倍宿奈麿	藤原房前
養老2	718			藤原不比等	長屋王 安倍宿奈麿	粟田真人 巨勢祖父 多治比池守 大伴旅人	藤原房前
養老3	719			藤原不比等	長屋王 安倍宿奈麿	粟田真人 巨勢祖父 多治比池守 大伴旅人	藤原房前
養老4	720			藤原不比等	長屋王	多治比池守 巨勢祖父 大伴旅人	藤原房前
養老5	721	舍人親王		長屋王	多治比池守	巨勢祖父 大伴旅人 藤原武智麿	藤原房前
養老6	722	舍人親王		長屋王	多治比池守	巨勢祖父 大伴旅人 藤原武智麿	藤原房前
養老7	723	舍人親王	長屋王		多治比池守 巨勢祖父	大伴旅人 藤原武智麿	藤原房前

笠井正明編 「公卿補任年表」 (山川出版 1991年)

時の政治状況と皇位継承者の能力であったと思われる」⁽¹²⁾と述べている。元正天皇の即位は確かに制度的には認められていたが、正式な皇太子としての立場でも、皇后でもなかった彼女が皇親―近江群臣―功臣の調整をどのようにとりながら王権の中心にたち、律令制国家成立への舵取りをしていたかについて、彼女を取り巻く公卿の様相を見ながら検討していく。

律令国家における権力構造の理解について、倉本一宏氏は戦後の古代史学会の見解として以下の二点を挙げている。

律令国家における天皇を古代的専制君主であると見なし、天皇絶対権力の拡大・機構化されたものとして律令制を理解する見解と天皇を専制君主として見なさず、律令制の実態を君主制的形態をとった貴族制的支配あるいは、貴族勢力による貴族共和制と理解する見解⁽¹³⁾。

加えて次のように続ける。

『皇親勢力』と政治勢力が天皇権力を圍繞・擁護するための『藩屏』として創出され、『貴族勢力』に対抗して、天皇絶対制の権力基盤となったという図式が、一方では主張されてきた。(中略) しかしながら、功臣政治論を天皇絶対論の根拠とするためには、最低限、律令制下の皇親が一個のまとまった政治勢力として存在し、常に天皇権力を擁護する存在であったということが実証されなければならぬ⁽¹⁴⁾。

以上からわかることは、奈良時代の皇親は、一個のまとまった集団として天皇権力を支えるだけの力をもっていたとは考えにくいことである。律令制成立期には未だ国家機構は未成熟であったために、畿内や地方の在地首長層に、律令国家建設の緊急制を納得させることが必要だった。そのため、古代最

大の内戦によつて、自ら皇位を奪取した天武天皇のカリスマ性を、父方血縁集団である皇親に分与し、官司・使節の統治者とすることにより、政治体制をつくりあげたのだった。

持統天皇後の大宝律令体制以後、皇親は皇位継承権を持った危険な存在となった。皇親を政治の中枢に置くことは、持統系皇統の危険要因となった。そのため、皇親は徐々に政治の中枢から遠ざけられるようになり、皇位継承権のない安全な母方のミウチとしての藤原氏が皇統の後見人としての立場をとつていくことになった。

倉本氏は、

律令国家の政権構造は、天皇家の一部としての天武―持統系とその母方集団である藤原氏の権臣とがミウチとして結合し、国政の中枢部分（石母田正氏の言われた『権力核』）を形成し、その周囲に畿内を基盤とする貴族層や皇親が、内部的には個別の利益を主張して、まったくバラバラに、しかも被支配者層や畿外勢力に対しては支配階級として『結集』しながら取り巻いていたという二重構造を示しているものと思われる⁽¹⁵⁾。

と述べている。

元正天皇即位の頃には、壬申の乱における当事者の多くは既にこの世にはなく、その子・孫の世代になりつつあったとはいえ、このような三者が複雑に絡み合いながら、政権を維持していた時代であった。元正期の太政官構成員の大きな流れは、次のようなものである。知太政官事だった穗積親王が靈龜元年（七一五）七月二十七日薨去後、その席はしばらく空席となり、養老四年（七二〇）八月三日に藤原不比等が薨じた後、知太政官事が復活され、その任には天武天皇皇子の舍人親王が、軍事の最高責任者

である知五衛及授刀舎人事に新田部親王が就任した。左大臣は石上麻呂が養老元年三月三日に薨去後、神亀元年（七二四）二月四日に長屋王が右大臣から左大臣へ移動するまで空席であった。長屋王はそれ以前は、養老二年（七一八）三月十日に大納言に任じられ、その後、養老五年（七二二）に藤原不比等薨去後、右大臣となっている。その他、多治比池守、巨勢祖父、大伴旅人などが参議に加わる。

この時点では朝政において皇親勢力がその力を増したようにみえる。そこには、朝堂・後宮で天皇家の姻戚として勢力を増してきた藤原氏を牽制しようとする意図もみえる。しかし、養老元年（七二七）、それ以前の一族から一太政官という不文律が破られ藤原房前が参議となり、不比等亡き後には長男武智麻呂が中納言となった。ここにおいて、藤原氏から二名の太政官が朝政に参加し、次第に藤原氏勢力が天皇家姻戚としての立場からもその力を増していくことになる。

倉本氏がいうように「ミウチ的結合によつて結ばれた天皇家と藤原氏とが、相互に補完、後見し合つて、律令国家の支配層のさらに中枢部分を形成した」⁽¹⁶⁾ という状況であつた。そのような時代への過渡期に、元正天皇は天智・天武両天皇の純粹たる血統をもつ最後の天皇となつたのである。

元正天皇は元明天皇の讓位により、第四十四代天皇として即位した。時に、三十六歳、それまでの女性天皇とはまったく異なる独身の天皇だつた。壬申の乱から四十三年、大宝律令頒布後十三年後、平城京遷都後五年経過した時期であつた。母親である元明が太上天皇として彼女を支えていたとはいへ、律令制国家としての基盤は未熟な時期だつた。このような状況下で元正天皇は、皇親・近江群臣・功臣の勢力バランスをとりながら、律令制国家形成に向かつて、元明天皇からの事績を継続・修正・発展させていかなければならなかつた。

(二) 皇親

倉本氏は「律令制成立当初における皇親は、律令制当初における諸臣の高位者の少なさという偶然の状況の中でその位階に相当する官職に任命されただけであって、『天皇権力の藩屏』たる役割など負わされ得るはずはなかったのである」⁽¹⁷⁾、「律令制下の天武系皇親は尊貴な存在として四位程度の高位に上り、奈良時代前半にはそれに相応しい高官に就くがやむなく皇位継承資格者となつてしまい失脚する」⁽¹⁸⁾と述べている。確かに奈良時代後期以後、皇親は倉本氏のような存在となつてしまふが、元正期には未だ天皇の王権を支える役割を担っていた。ただ、その役割は、他の二者、すなわち近江群臣と功臣とは異なる役割と機能を有していた。

元正天皇が即位した靈龜元年（七一五）当時、天武天皇の皇子で生存していたのは舍人親王と新田部親王の二人であつた。天武皇孫の中では高市皇子を父親、天智皇女であつた御名部皇女を母親とし、元明皇女である吉備内親王を妻としていた長屋王と弟の鈴鹿王（天平九年知太政官事）であつた。そして、皇太子首皇子（聖武天皇）である。彼の父親は文武天皇、母親は藤原不比等の娘、宮子である。

靈龜元年（七一五）二月、元明太上天皇の次女で元正天皇の妹である吉備内親王の子女をすべて皇孫の扱いにするという詔が出された（靈龜元年二月二十五日条）。吉備内親王の夫である長屋王は、天武天皇皇子の高市皇子と天智皇女で元明太上天皇の姉である御名部皇女を両親にもつ皇親である。長屋王は天武天皇の孫であるから、その子供は三世王扱いになるが、吉備内親王の側からみると元明天皇の孫

にあたり二世王扱いになる。彼らは皇太子首皇子と同等の立場となり、母親をみると一方は天皇皇女、一方は皇女ではなかった。長屋王の子どもたちは有力な皇位継承候補者となる可能性があった。彼らは元正天皇にとっては一番身近な存在であり、また首皇子の即位を脅かす存在でもあったが、両者の関係は良好だったことが『万葉集』所載の歌から窺える。

万葉集巻八には太上天皇となった元正と天皇となった聖武が長屋王邸に行幸したおりに歌われたといわれる次のような和歌がある。

太上天皇の御製歌一首

「はだすすき尾花逆蒼黒木もち造れる室は万代までに」

（『万葉集』巻八 一六三七）

「はだすすきの尾花を逆さに葺いて黒木で造った家は、永遠であれ。」

（中西進『万葉集全訳注原文付（二）』講談社文庫）

天皇の御製歌一首

「あおによし奈良の山なる黒木もち造れる室は座せど飽かぬかも」

（『万葉集』巻八 一六三八）

「あおによし奈良の山の黒木をもって作った家は、いくらいても飽きないことよ。」

（中西進『万葉集全訳注原文付（二）』講談社文庫）

二首目の和歌には、「伝え聞くに『左大臣長屋王の佐保の家に、行幸されて宴会をなさった時の御製だ』という。」注がある。いつの時期かは不明だが、長屋王の私邸を天皇一族が行幸するという関係であったことは確かである。

笠井昌昭編の『公卿補任年表』を参照すると、皇親として元正期に現れるのは舍人親王と長屋王である。養老四年（七二〇）八月四日、舍人親王が四十五歳で知太政官事となる。この前日、藤原不比等が薨去している（養老四年八月三日条）。

A 舍人親王と新田部親王

舍人親王は天平七年（七三五）まで知太政官事を勤める。知太政官事とは、八世紀初頭に皇室側から太政官政治を牽制するために置かれた官とされ、四人がその任を勤め、全員が皇親である。そしてその職はその内三人が天武天皇皇子、一人が天武天皇皇孫である。

高島正人氏は、知事に関して以下のように述べている。

奈良時代における知事は、第一に国家の重事にさいして行われ、第二に本来それに該当する官職がなく、かつ、第三にその職務がやや長期にわたるとしても臨時的で永久的官職を必要としない場合にかぎられ、第四に補任者が本来の補任相当位階をはるかに超える高級官人または親王等高貴の場合という、四条件を満たす場合にほぼ限られていることが認識できよう⁽¹⁹⁾。

高島氏の言う四点を舍人親王に照らし合わせると、第一は、任官前日に右大臣藤原不比等が薨去、第二

に石上麻呂以後、左大臣ポストが空席だったため左右大臣が空席になった、第三には藤原房前が参議として存在し、そしてこの年、藤原武智麻呂が中納言に任官したことで藤原氏の勢力が不比等亡き後も衰退していなかったことを考えると第三の条件も満たされる。第四は彼が天武天皇皇子であり、天智天皇皇女であった母親を持つことは、同じ天武天皇皇子であつても母親の出自が藤原氏であつた新田部皇子よりも、他の皇親勢力や旧豪族出身者は納得できたと考える。また、舍人親王が新田部親王よりも年長であつたことも影響したであろう。

高島氏は、この知太政官事の役割が文武期におけるそれとの相異があることを指摘している。この時の知太政官事は天武天皇皇子である刑部親王である。「詔三品刑部親王知太政官事」(大宝三年正月二十日条)の記事より、この頃の知太政官事は官職としては未成立だったことを示していると述べている。刑部親王は、持統太上天皇崩御後の二十一歳の文武天皇の輔弼として太政官を統括する立場であつたとし、舍人親王の場合は「詔、以舍人親王、為知太政官事」(養老四年八月四日条)の記事は明らかに官職を示しているという見解に立っている。そして、不比等亡き後の元正天皇の補政というよりも、結論を先に言えば、不比等の薨去によって自然に太政官首座となり、国政の権をあらために掌握することになる長屋王に対抗し、長屋王を牽制するため、藤原一族の方策を示すものではなからうか⁽²⁰⁾と提言している。刑部親王の場合は「太政官の事をしらしめたまふ」とあり、舍人親王の場合は「舍人親王を知太政官事とする」とあるように、その表現に相違がある。刑部親王の場合は太政官という政治組織の中で任にあたり、舍人親王の知太政官事は、太政官を外から監視するという立場ともいえるのではないだろうか。

知太政官事は、設置当初は皇室側から太政官政治を牽制するために置かれた官とされたが、元正期における舍人親王の知太政官事としての役割は、皇親である長屋王が太政官首座になったときに皇親が皇親を牽制するという形になった。なぜなら、四人の知太政官事が置かれた同時期に太政官構成メンバーに皇親がいた形跡は記録上はなく、ただ長屋王だけなのである。

『続紀』には舍人親王は、皇親の重鎮として『紀』の編纂と皇太子首皇子の教育担当という立場で元正天皇を支えていたことがみえる。実質的な政治への参加ではなく、文官の一人としての役割が大きかったのではないかと、筆者は当初は考えていた。しかしながら、それだけではなく、次期皇位継承に深く関与し政治への影響力を高めつつあった、長屋王の力を抑制する目的もあったことに気づかされるのである。

皇親におけるもう一人の重鎮は、新田部親王である。彼は、天武天皇と藤原鎌足の娘であった五百重娘との間に生まれ、この当時、既に朝政において勢力を強固にしていた藤原氏の一員でもあった。新田部親王は、舍人親王と同様に皇親の重鎮の一人として皇太子首皇子の教育係としての役割を担い、特に元明天皇が慶雲四年（七〇七）七月に即位後設置した首皇子のための警護の部署である授刀舍人寮の舍人事に任官された（養老四年八月四日条）。この任官は、単に教育係というだけではなく、皇太子の護衛という武官としての立場でもあった。また、この時に五衛府の長にも任官されたことは、皇太子だけではなく天皇家、京の警衛すべてを新田部親王が統轄することになったのである。

新田部親王が五衛府および授刀舍人寮の舍人事に決定されたのは、舍人親王と同様に藤原不比等薨去の翌日であった。ここでも不比等の死による政情不安への対処を行っただけではなく、天皇家に関わる

軍事部門を藤原氏系の親王が掌握することになったことを示すものである。新田部親王は単に軍事を担当した皇親なのではなく、長屋王への牽制の役割を担わされていたと思われる点で、ここにも藤原氏の意図を感じる。

B 長屋王

長屋王は壬申の乱を勝利に導いた一番の功労者ともいえる天武天皇皇子の高市皇子を父とし、天智天皇皇女の御名部皇女を母とし、妻は元明天皇皇女である吉備内親王という元正天皇にとっては一番身近な存在としての皇親だった。また、藤原不比等の娘も妻としている。長屋王は王権と、近江群臣出身の貴族である藤原不比等という両勢力と姻戚関係を有していた。

長屋王の経歴をみると、長屋王は政治的働きと関係性を持つこともなく、順当に昇進していったことがわかる。前述したように長屋王は三十四歳で大納言となり、不比等の薨じた後三十七歳で右大臣となり、三十九歳で左大臣となっている。知太政官事は穂積親王薨去後、養老四年に舍人親王が任官されるまで空席であった。また、長屋王以前は左右大臣とも近江群臣が占め、皇親での任官は彼が最初であった。寺崎保広氏は

親王が実際に任官することは前提とされていないし、実態としてもその例を見ない（知太政官事のような令外の職は除く）。これは親王があくまでも天皇の側にあつて、親族として天皇を補佐する位置にあり、官人として太政官の構成員となつて政治に参加すべき諸王・諸臣との違いを明瞭に示しているのである。長屋王がひとたび位階のコースを歩み出したからには、当然官職に就かなければ

ばならなくなる⁽²¹⁾。

と述べている。長屋王は、慶雲元年（七〇四）に正四位上を授位されたときから官人の道を進み始めることになった。皇親であった彼がなぜ授位されたのか。この理由に関して『続紀』を中心に考察する必要がある。

長屋王を中心とした政権は、基本的には不比等路線を引き継いだと言える。長屋王首班政権では開墾奨励策が目をはひく。養老六年（七二二）四月、陸奥国百万町歩開墾計画が出された。百姓の庸・調を免除し、農耕と養蚕を推奨した。また、辺境を助けるために徴収する税を蝦夷の禄にあてる方針を示している。ここから、開墾政策により、蝦夷支配のシステムをつくろうとしていたと思われる。また、翌養老七年（七二三）四月に三世一身の法が發布される（養老七年四月十七日条）。人口増加にともない口分田が不足し、灌漑用水路も整っていないことから出された法である。開墾すると一定の期間、開墾地を占有できることから、開墾奨励としては期待できた。以上のように百姓対策が、経済基盤確立のために長屋王政権下では大きな課題だった。

藤原不比等・元明太上天皇の死は元正期が最も政治的危機に見舞われた時であった、といっても過言ではない。二人の死後、地方にもその影響が及んでいた。

養老四年（七二〇）九月、蝦夷が按察使を殺害するという事件が起こる。それまでも蝦夷の反乱はあったが、中央からの官人を殺害するという事件はなかった。この年の二月には九州で隼人が反乱を起こし、大隅国守を殺害した事件などもあり、地方支配への政策を打ち出す必要があった。蝦夷対策は軍事面だけでなく、北方経営の目的もあり、陸奥国と出羽国の開発もすすめている。

養老四年（七二〇）、舎人親王が知太政官事、新田部親王は知五衛および授刀舎人事に任官、養老五年（七二二）には長屋王が右大臣に任じられたことで、皇親勢力が政界での巻き返しをはかってきたようにもみえる。

倉本氏は、

長屋王というのは、もともと不比等の推挽によって異数の昇進を重ねてきたのであり、不比等の娘の長娥子を娶って四人の子女を儲けていることを併せるならば、あくまで不比等政権の枠内の人物と考えるべきである。また、舎人親王と新田部親王も、後年の長屋王の変に際しては、ともに長屋王邸に赴いて、その罪を糾問しているのである。この三人をもつて「皇親勢力」などと称するのは、まったく当時の政治の現実を無視した理解であると言わざるをえない⁽²²⁾。

と述べ、皇親勢力のよろさを主張している。

C 首皇子

元正期の皇太子は後の聖武天皇である首皇子である。彼をここでいう、皇親として取り扱うことは妥当性に欠けるかもしれないが、天皇の補佐としての皇太子という役割に注視したい。

首皇子が皇太子として元正天皇を具体的に補佐したという『続紀』の記事は少ない。和銅七年（七一四）六月二十五日に十四歳で立太子している。父である文武天皇が十五歳で即位していることを考えると、元明天皇がなぜ彼に譲位しなかったのかという疑問があるが、このことについては今後、検討すべき事柄である。

元明天皇崩御後、二ヶ月もたない養老六年（七二二）正月二十日に多治比三宅麻呂・穗積老の謀反誣告・乗輿指斥事件が起こっている。事件の真相は不明であるが、皇太子首皇子の進言で死罪を免れ、三宅麻呂は伊豆嶋へ、老は佐渡嶋へ配流になったとしている。一見すると、皇太子である首皇子の慈悲と徳が述べられている記事である。

渡部氏は、

不可解な事件であり、その真相はわからないが多治比三宅麻呂が事実無根のことを誣告したということは、政界の勢力関係に絡むことかもしれない。穂積老が乗輿を指斥したというのは、天皇を批判したということである。とすれば、謎の騒動のターゲットは皇太子（首皇子・後の聖武天皇）と天皇（元正天皇）である。元明太上天皇を失ったことで、在位中の元正天皇の地位が脅かされることは考えられないから、問題は、皇太子の方であろう⁽²³⁾。

と述べている。この時点では皇太子首皇子の立場は絶対的なものではなかったということが想像できると述べている。元正天皇の二度の養老行幸の際、首皇子が同行したという記事がみられないことを考えると、元明太上天皇や藤原不比等と共に平城京において天皇の留守を守っていたことになるがその実態については不明である。皇太子としての首皇子の役割・業績に関しては元正期の政権構造を考えるうえで今後の重要な課題と考える。

元正期は養老四年のような事件はあったものの、皇位継承に関しては、混乱が起きるような状況は少なかった。また、持統天皇系の皇位の継承者を脅かすような天武天皇皇子や皇孫の存在も、数としては少なくなっていた。皇親はライバルではなく、近いミウチとなっていた。

繼嗣令第十三皇兄弟子条によれば「凡皇ノ兄弟皇子ヲ。皆為_ヨ親王ト。女帝ノ子モ亦同シ。以外、並為_ヨ諸王ト。自_レ親王五世。雖_レ得_{タリト}三王ノ名_一。不_レ在_二皇親ノ之限_一。」とあり、何よりも、律令制という規定によつて皇位継承方法も確立されていたということであろう。しかし、元明天皇の詔により吉備内親王の息子たちも皇位継承権を有することになった。彼らの存在は首皇子にとつて脅威でもあったのではないか。皇位継承に関して何の危惧もなかったとは言いきれない部分もあったと思われる。

石上麻呂と不比等亡き後の元正期の朝政の首班は、長屋王となったといえる。彼は元正天皇にとつて義理の弟であり、従兄であり、もつとも身近なミウチであった。反面、皇位を脅かす一員ともなった。また、壬申の乱の最大の功労者であつた高市皇子の息子であつた彼の背景には、未だ、壬申の乱の影響が残つていた政權、特に功臣にとつての象徴という認識があつたのではないだろうか。皇親對藤原氏との關係は、皇親側を長屋王對首皇子・舍人親王・新田部親王という構図に変化させていく。この皇親グループの変化が長屋王の変の際には、罰する側と罰せられる側となつたことは皮肉である。そこには皇親という一つのミウチ的な集団に緻密な計算のもとに入り込み、いままでの皇親とは違つたミウチ的存在として浸透していく藤原不比等のしたたかさを痛感する。

最後に、多治比嶋の息子の多治比池守が養老三年（七一九）中納言として朝政に参加したことに触れておく。彼は造平城京司長官に任じられ、平城京という新しい京の担当責任者となつた。その後、靈龜元年（七一五）五月、太宰帥に任官され、養老元年（七一七）二月に太宰府での善政を誉められ絹などを賜つている。そして、養老五年（七二二）正月に長屋王が右大臣任官後、長屋王からスライドするよ

うに大納言に任じられた。中納言以上の議政官六人のうち、三人が皇親によって占められることとなった。この皇親が半数を占める構図は、天平元年（七二九）三月に長屋王が失脚するまで続く。

（三） 近江群臣

既に前項で述べたように、天武天皇は壬申の乱の勝利によって王権を手に入れたが、その王権は律令制成立に向けて盤石なものではなかった。天武十年（六八一）に律令の編纂が開始されているが、それは天智天皇の近江朝から準備されていたはずである。壬申の乱の際、天武天皇に従ったのは畿内の豪族もいたが、畿外の在地首長層がその多くを占めていた。律令制による国家運営といっても、近江朝の朝政機構を継承しなければならなかった天武天皇にとって、近江群臣は政権にとって必要不可欠の存在であったと言える。そして、皇后である後の持統天皇は天智皇女であるという近江朝群臣にとつての象徴であった。

また、皇太子草壁皇子は天智天皇の孫である。仮に大津皇子が皇位継承者となったとしても次期天皇は天智天皇皇女を母とした皇子たちであった。そして、もう一人、父を大友皇子とし、母を天武皇女である十市皇女として生まれた葛野皇子がいたことを考えれば、近江群臣にとつても天武朝政に参加することには異論はなかったのではないか。

朝政人事に關してもつとも特徴的と思われるのは、大友皇子の最期をみとつた石上麻呂の扱いである。左大臣となったということは、乱の最大の功労者という扱いを受けたということだろうか。

元正期の朝政人事は靈龜元年（七一五）の太政官をみると、太政官は五名、そのうち近江群臣が四名を占めている。功臣は中納言粟田真人一人であった。養老元年（七一七）に左大臣石上麻呂が薨じた後、養老七年（七二三）に長屋王が任官されるまでその席は空席だった。この年、新たに藤原不比等の次男房前が参議として朝政に参加する。これによって一氏族一人の議政官という枠組みに変化が起き、以後、元正期では藤原氏から二人の議政官が出ることとなった。

養老四年（七二〇）に藤原不比等が薨じた後の養老五年（七二一）には、舍人親王が知太政官事、長屋王が右大臣に、多治比池守が大納言に就任したことで、参議を除く六人の中で近江群臣が二名という構図になった。

石上麻呂は和銅三年（七一〇）の平城京遷都の際、留守司として藤原京の管理を任されている。一見、旧京に取り残されてしまった存在とも思えるが、遷都という大きな国家事業を行う時、その事業に反発を持つ者の存在は必ずあったと思う。その反発者が反乱を起こさないように旧京に残り、様々な遷都後の処理を行う役割を任せられたことは、元明天皇から大きな信頼をよせられていたからではなかったかと考えられる。元正期に入ると石上麻呂に関する『続紀』の記事は、薨去に関する記事のみである。

石上麻呂薨去後、左大臣ポストが空席だったのは、麻呂的立場の左大臣は不要だったからではないか。右大臣であった藤原不比等と麻呂薨去後に藤原房前が参議となったことにより、朝政は滞りなく進んでいた。このことから、やはり石上麻呂は元正期のブレイクというよりも、近江群臣の精神的よりどころとしての役割が大きかったと考えられる。

A 藤原不比等

天皇家の姻戚として文武・元明・元正と三代の天皇家を支え、奈良時代に律令制国家成立過程のすべてに関与したのが藤原不比等である。藤原不比等は藤原鎌足の次男、娘の宮子は文武天皇妃となり首皇子（聖武天皇）を産む。橘美千代との間に産まれた光明子は聖武天皇皇后となり、天皇家との外戚関係を持ち、江戸時代まで続く藤原氏の権力基盤がここに始まった。

文武天皇は文武二年（六九八）に、妻である宮子の父親である不比等だけにのみ藤原姓を名乗ることを認める詔をだした（文武二年八月十九日条）。藤原鎌足に賜った姓は不比等のみに認めるという詔は、不比等出自の一族は特別な存在である、と宣言したことになる。それは、文武妃であり首皇子の生母である宮子が他の嬪よりも特別であり、その父親である不比等が特別だという意味であろう。

不比等は、文武四年（七〇〇）六月十七日に刑部親王や粟田朝臣真人らと共に律令を選定した。また、大宝元年（七〇二）正月に大納言大伴宿禰御行が薨去した際、不比等を彼の邸に遣わして追贈するといふ詔を告げさせている。

同年三月二十一日に中納言を廃止している。大宝律令が完成し頒布されたことで、太政官における中納言としての政務は不必要となったと考える。大宝元年（七〇二）の朝政の構成員は皇親一名、近江群臣三名、功臣二名の計六名となった。天智天皇からの悲願だったともいえる律令の完成は、律令制国家形成への第一歩だった。その後、不比等は養老二年（七一八）、元正天皇から養老律令撰定を命じられる。二度の律令撰定に関わっていることは、律令制国家の根幹を成す政治に、深く関与する中心人物であっ

たことを示している。

慶雲四年（七〇七）四月十五日に文武天皇は次のような詔をしている。藤原不比等は天武・持統天皇の代から天皇家に仕え、自分の代においても大臣として苦勞をかけているのでその功績に報いて、令の規定にそって代々、食封五〇〇〇戸を与えろと言われたが不比等は辞退して受けなかった。そのため、三〇〇〇戸減らして二〇〇〇戸を与え、子孫に相続させたのである。不比等が父鎌足の代から、天皇家のために誠心誠意仕えてくれているということへの感謝の印である食封を、不比等個人ではなく子孫に与えろという破格の待遇を与えるほど、藤原氏は王権にとっては必要不可欠な存在となつていった。

和銅元年（七〇八）に右大臣に任官していた不比等は、外交使節団である新羅使と面会している。このことから言えることは、不比等は外交面でもその役割を担っていたということである。この時期は唐だけではなく朝鮮半島との交流も頻回に行われ、養老四年（七二〇）正月二十三日には渡嶋津輕津司を靺鞨国に派遣するなど、沿海州との交流も活発化してきていた。

また、元明天皇・元正天皇は律令制による国郡の整備にも力を入れており、この政策にも不比等が行政官トップとして重要な役割を果たしていたと思われる。不比等は朝政における行政官トップとして、律令制によって「民を富ませることが国を富ませる」という元正天皇の内政姿勢の理解者であり、推進者であり、実践者として元正期を支えた。

以上のような不比等の功績に対し、元正天皇は勅をだし、特別に授刀資人三十人を賜った。授刀舎人寮は、元明天皇が首皇子の警護のために設置された部門である、と言われている。皇太子のための警護の従者を特別に与えたのである。前年の養老三年（七一九）六月に首皇子は、十九歳ではじめて朝政に

参加していることから、単に皇太子首皇子の外祖父という立場だけでなく、皇太子としての首皇子を政治的に支えていくよう期待している、という意図をもった勅だったと考える。

不比等は、養老二年（七一八）、養老律令撰定の責任者でもあった。律令を具現化した中心人物は不比等であり、その点でも稀代の政治家であった。三代の天皇に任せ、政治のあらゆる部分にその能力を発揮した。

元正天皇は、仏教政策にも苦慮していた。不比等は中央における行政の中核者であったことから、元正天皇と共に仏教政策も担っていたと思われる。霊龜二年（七一一）の寺院の荒廢を防ぐため、数ヶ寺を合併し財物田地の管理強化を行ったこともその一つである。

元正天皇の不比等に対する信頼は、不比等の病氣平癒祈願のために、三十人を得度させていることからわかる。また、不比等の病氣平癒を願い得度の他に大赦を行い、翌日には京の四十八ヶ寺に命じて一昼夜、薬師経を読ませた。また、官有の賤民十一人を良民としたり、奴婢十人を除いて官有の賤民とするなどしている。元正政権にとって不比等はなくてはならない存在であった。

その彼も養老四年（七二〇）八月三日に薨去する。不比等の死は政局に大きく影響し、それはその後の太政官人事に現れている。元正天皇の哀しみや落胆振りも記事から読みとれる。「死者を弔い贈り物をする例は、他の群臣と異なつて盛大であった」とある。他の臣下とは違う扱いであったことがわかる。また、不比等の薨去に伴う記事からは、近江群臣の一員というよりも一族というような一面も感じる。元明・元正両天皇は翌年不比等の周忌法要のため興福寺北円堂を創建している。

倉本氏は、「重要なのは、不比等という大看板が倒れたことによつて、それまで不比等を中心として微

妙な均衡を保ってきた各種のバランスが崩れ始めたということである」⁽²⁴⁾と、不比等の死がその後の政治状況へ大きく影響をおよぼしたことを述べている。井上氏も「政権の支柱を喪い、あまつさえ蝦夷反乱まで勃発して女帝の立場は非常に苦しくなった。(中略)養老五年より一変して孤立感を深める。ありていにいえば腰くだけになっていく」⁽²⁵⁾と述べている。大宝律令の完成、養老律令撰定、外交対策など両女性天皇の目指す律令制国家形成にとつて、藤原不比等は最大の功労者であり、協力者であり最大の補佐官だった。

B 藤原房前と藤原武智麻呂

養老元年(七一一)、不比等の次男藤原房前が、参議として朝政に参加することとなった。これより十年前の慶雲四年(七〇七)に、房前は文武天皇崩御に伴う山陵を造る司に任じられている。天皇家の祭祀に関わる職務を体験することとなったのである。また、大宝三年(七〇三)東海道に派遣され、その地域の国司の支配状況を巡視し、冤罪や不正を監視する役割を担っている。また、和銅五年(七一三)には東海・東山の二道に派遣され、関や柵を檢察し、民の生活を把握することを命じられている。このことから、房前は監察使的な役割を担い、各地域で律令が実際、どのように実施されているのか自らの目で観てきた。特に東国地方は地方支配において重要な地域であった。この経験は房前の行政官という役割に大きく影響を与えたと思われる。

藤原房前が参議となり、この時点で一氏族一議政官という不文律に変化が起こった。養老五年(七二二)十月十三日に自分の最期を感じていた元明太上天皇が、長屋王と房前を召して自分の葬儀に関する指示

を出している。二十四日には房前に内臣となつて、内外に涉つてよく計り考え勅に従つて施行し、天皇の仕事を助けて長く国家を安寧にするようにという詔が出されている。当初、この詔は不比等亡き後、近江群臣の中心として元正天皇を支えていくようにとの遺言を元明太上天皇が残したのであると筆者は理解していた。しかし、これ以前の『続紀』の記事を確認すると十月十三日条と十月十六日条の詔にはどちらも太上天皇と明記されているが二十四日条には太上天皇とは記されていないことから、これは元正天皇の詔と判断する。ということは房前を内臣としたのは元正天皇ということである。内臣の特徴は、太政官組織の外に位置し、その地位職掌が明確になつていない。逆を言えば天皇の意を受け柔軟な活動ができることが内臣の機能だつたのではないか。

高島氏は内臣の機能には具体的に触れておらず、房前が参議となつたのは将来的に藤原四兄弟も含めた議政官の父子連任、兄弟連任を確立するためだつたとして⁽²⁶⁾いる。吉川敏子氏は、元正天皇は元明天皇の健康への不安から事件が起こるのを防ぐために、房前に内臣として「内外」のことにあたり、天皇の勅に従いそれを実施していくよう天皇を補佐する機能が期待されたとして⁽²⁷⁾いる。誰よりも天皇に近侍し、太政官を通さずに天皇の勅を執行できるのが内臣だつたというのである。元正天皇後に皇位を継承するであろう首皇子の将来を、伯父でもある房前に託したとも言える。内臣として天皇を擁護し政務の機要を掌握する役割を遂行せよ、という主旨の詔であつた。さらに吉川氏は元正期の内臣は首皇子の皇太子としての地位擁護のためであり、長屋王牽制のためでもあつたと述べている⁽²⁸⁾。長屋王の妻である吉備内親王の子女をすべて皇孫扱いとしたのは元明天皇である。それは皇位継承に不測の事態が起こつた時の場合と、藤原氏への対抗馬とするためであつたと考えるが、結果的に長屋王一家、吉備

内親王の子供たちが危険視される誘因になったのであろうか。ここでの論点には当てはまらないが、長屋王の変は長屋王というより吉備内親王系の肅清だったと思われるのである。

不比等の長男である藤原武智麻呂の『統紀』での初見は、慶雲二年（七〇五）十二月二十七日に弟の房前とともに正六位上から従五位下を授位されたものである（慶雲二年十二月二十七日条）。武智麻呂は靈龜二年（七二六）には近江国守、養老二年（七二八）には式部卿に任官されている。靈龜二年時には中央官僚として地方へ派遣され、その後中央へ戻り、養老三年（七一九）正月の朝賀の際に皇太子首皇子を先導した。養老五年（七二二）に中納言に任官された。不比等薨御の翌年に議政官となり、不比等薨去後も藤原氏は一族から二人の議政官を出すことになった。武智麻呂も房前と同様に地方での任官を体験したことで、律令が地方レベルでどの程度浸透しているか、百姓対策の現状、また律令を実施していく上での問題はどこにあるのか、ということを自分の目で観ることができたのであった。また、彼が元明太上天皇の葬儀の装束の準備を長屋王と共に行ったことは近江群臣の代表という立場であったことを示すのではないか。

長男武智麻呂は大納言として外の政治に立ち、弟房前は内臣として太政官に拘束されず天皇に近侍する役割、という藤原氏が内と外を占める構造となった。

皇親としての長屋王と、近江群臣としての武智麻呂と房前の違いをみると、皇族のサラブレッドとして政権のシンボリック的存在としての長屋王、朝政で実務の中心となり政権内の政策を具現化していく存在としての藤原兄弟の姿をイメージできる。元正期の政権の中心として律令制国家形成に向けて、壬申

の乱のシンボルとしての長屋王、不比等の息子であるが政局を見極め律令を実施していく武智麻呂・房前は、不比等亡き後の元正天皇の朝政には重要であった。

(四) 功臣

井上氏は、

(前略) 三様の功臣を振り返った。一は大夫、二は武功、三は中下級豪族である。(中略) 伝統的な大夫の氏が高官を任じ、中下級豪族は、ほぼ在地首長であり続けた。すなわち冠位は戦功により、官職は族姓による傾向が認められる。後者についていえば、結局、乱の前とあまり変化はなかった⁽²⁹⁾。

と述べている。

井上氏はまた、

壬申の乱というクーデターを成功させた天武天皇にとって功臣をはじめとする在地首長層、すなわち『事実上の権力』を有する彼らを『国家の官僚として組織すること』をともなう。天武は彼らの支配力の上に自らの王朝を開かなければならない。功臣たる首長層を在地に帰還せしめた意味はこのように解すべきである⁽³⁰⁾。

と言うのである。天武天皇は自身が目指した新たな伝統を、律令という秩序の形成によって、乱の勝者と敗者が共存する政権を造ろうとした。在地首長層の多くは、国衙(国府)という地方支配の拠点の長

となった。ここにおいて、太政官―八省―国衙という中央集権体制が構築された。

文武期以降は壬申の乱の功臣の子や孫の代となっていくが、その時々で祖先の功績による褒章が行われていた。

功臣の中には中央で朝政に参議として参加する功臣もいた。その中で、元正期に中納言を務めた粟田朝臣真人と大伴旅人両名の政権での立場について考察する。功臣がすべて畿外・地方の豪族だったわけではなく、畿内に古くから勢力をもつ豪族もいたのである。

A 粟田真人

粟田朝臣真人は応神天皇頃からの豪族であるワニ氏の同族である粟田氏出身で、大宝律令撰定に参加している。また、大宝元年に遣唐使に任じられ入唐している。帰国後は中納言に任じられている。同族には、春日臣・小野臣・大宅臣などがあり、ワニ氏の分布は美濃・尾張・参河へも広がっている。

粟田真人の『続紀』の初見は、文武三年（六九九）十月に齐明天皇と天智天皇の山陵造営の担当者の一人として登場し、文武四年（七〇〇）に、大宝律令撰定者の一人に任じられている記事である（文武四年六月十七日条）。粟田真人は藤原不比等と並ぶ律令に精通した人物だった。また、遣唐使として大宝二年（七〇二）の遣唐使の執政使として入唐しその際、「日本」という国名を唐に報告している。その後、大宰帥の任官、慶雲四年五月十六日には白村江の戦いで唐の捕虜となっていた錦部刀良を連れ帰るなどのことをしている。養老元年（七一七）十一月八日に高麗・百済の士卒が戦乱のために今でいう難民として日本に入国している。このような難民対策も担当していたのではないかと推測する。

元正期では授位と薨去の記事の記事があるのみだが、彼の経歴をみると中納言として朝政に参加し外交を担当していたと予想される。元正期では唐・新羅だけではなく、現在の沿海州との関係も重視されつつあった中で、彼の役割は重要だった。慶雲元年（七〇四）に入唐した際の記録として、唐の使者が粟田真人に面会した際、礼儀・身じまいが素晴らしいと称されていることから（慶雲元年七月一日条）、外交官としての資質を買われていたと考える。粟田真人は律令精通者としてだけではなく、対外政策確立のための外交経験者・外国事情精通者として必要不可欠な人物であった。

高島氏は

位階・経歴的には大納言補任の圏内にあった粟田朝臣真人は、小野朝臣氏とともに畿内豪族中の名門大春日氏の同族ではあったが、六・七世紀真人の父祖が議政官に任ぜられるほどの家門すなわち権門勢家ではなかった⁽³¹⁾。

と真人の背景を述べている。真人の極官が中納言であったことの理由の一つはここにあったと考える。

B 大伴旅人

大伴氏は、大和政権の時代から軍を担当する連の姓を有していた伝統的な大豪族であった。大伴旅人は、壬申の乱の功臣である大伴吹負と馬来田兄弟の兄である長徳の孫である。長徳は直接的に乱に参加はしていないが、旅人の父である安麻呂が大伴氏を率いることになった。大伴氏は壬申の乱を代表する功臣であった。

『続紀』をみると、大伴旅人は、軍事担当者として元正天皇政権を支えていたことが知られる。軍人

として地方に赴任している期間が長かったのではないかと予測される。養老三年（七一九）九月には、山城国の摂官に任じられ畿内における按察使の役割も担っていた。養老五年（七二二）三月に帶刀資人を賜っていることや、隼人の反乱の際の元正天皇の詔から、旅人に寄せられた信頼関係を窺い知ることができるとであろう。また、元明太上天皇の御陵造営に関しては、功臣の代表としてその役割を任せられた。元正期は陸奥国でも蝦夷による反乱が起るなど、地方支配にも苦慮していた。このような状況下において、軍事担当であった旅人の役割は重要であったと思われる。養老四年（七二〇）六月の陸奥国での蝦夷征討の際、元正天皇は旅人の駐留期間が一月にもなったことに対して、労いの言葉と慰問を与えている。また、八月には隼人に派遣されている。養老四年（七二〇）という年は各地で反乱が起き、その対応に政權は苦慮し、その中の旅人の働きが多く残されている。

その一方、旅人は軍事面を担うための地方派遣だけではなかった。藤原不比等薨去後、旅人を隼人から急遽入京させる詔が発せられている（養老四年八月十二日条）。この藤原不比等薨去時の入京の詔に關して、

彦由美枝子氏は

大伴旅人の不在は政治的損失であるとの判断から、隼人完全征圧前でありながら、至急入京せしめたのであろうこの事は、該年九月、東北日本で蝦夷反乱が勃発したが、大伴旅人は派遣されることなく、不比等邸弔問を長屋王と二人で勤めるといった廟堂の中樞に關わる事からも推察されよう。即ち、大伴旅人は主体的に中央廟堂で活躍すべく、入京し、又その力を期待されたのであろう⁽³²⁾。

と旅人の中央政界での立場を述べている。旅人は軍事担当というだけではなく、国家的な祭祀をも担う

役割を有していた。それは不比等の葬儀だけではなく、その後の元明太上天皇の御陵造営も担当していることからみえてくる。その他、彼の歌人としての側面も忘れてはならない。

粟田真人、大伴旅人の二人を功臣出身のブレンとして考えてきたが、朝政の中では大伴旅人は大納言、粟田真人は中納言が極官であった。旅人の父親である大伴安麻呂も大納言止まりであった。ここでも井上氏が言うように、壬申の乱から四十年以上経ても、「事実上の権力」を有する功臣・在地首長層を朝政の中樞に据えることには、懐疑的であったのではないかと思われる。粟田真人は文武天皇期には遣唐使として、大伴旅人は武官として隼人の鎮圧や山城国の撰官など、地方への派遣事例が多い。加えて、天皇家を取り巻く人間関係が皇親・藤原氏を中心とする近江群臣へとスライドしていく中で、もたらされた現象の一面だったと考える。

壬申の乱での功臣の多くは畿外の豪族出身者が多かった。彼らは乱の後、在地へ帰還し律令制の下で在地首長としての機能を郡司として活用していった。

大津氏は

戸籍・計帳の作成、徴税などを可能にしたのは地方豪族の共同体制支配であり、彼らを郡司として機構に組み込んだことが律令国家の支配の基礎と言えるところ、彼らが天皇に服属・奉仕したのは天皇の祭祀に関係したからである⁽³³⁾。

と述べている。天皇の行う祭祀と服属儀礼とが律令制国家の中でどのように関係したかは、元正天皇の二度の養老行幸も含めて検討を深めるべき課題でもある。

天武天皇が壬申の乱の後、地方豪族を在地へ帰還させたのは、律令制国家の地方支配の安定化ということが目的だったのではないか。律令制国家という中央集権的統治において、もともとその土地の実質的な支配者だった在地首長を帰還させ、地方官僚とすることで支配を容易にできた。元正期においても、功臣が在地での地方官僚として機能することは律令制国家成立には不可欠であった。しかし、この支配方法はその後、中央からの国司派遣によつて在地首長の伝統的な支配権力は弱体化していくのである。

もう一つの側面は、壬申の乱の功臣たちの中央での勢力拡大への懸念もあつたのではないか。天皇を中心とした国家を目指していたであろう天武天皇にとつて乱の功臣であつた伝統的氏族が中央での勢力を強めることを嫌つたのではないか、という側面も考えられる。これらに関しては天武天皇の婚姻関係も含めて関心をもつところである。

倉本氏が

壬申紀に登場する功臣たちのその後を追跡しても、「他には見えず」という者がかなりの数に上る。もちろん、壬申の乱で戦死した者も多かつたはずであるが、子孫への優遇措置も見えない者が多いのである⁽³⁴⁾。

というように壬申の乱後の動向が不明な功臣が多い。中央の太政官の人事も含め、今後、この疑問を検討したいと考える。

表二 元正天皇期政権における主要構成員（本稿で取り上げた人物）

		官職	就任年
皇親	舎人親王	知太政官事	養老 5 (721) 年
	新田部親王	五衛府及知授刀舎人事	養老 5 (721) 年
	長屋王	大納言 右大臣 左大臣	養老 2 (718) 年 養老 5 (721) 年 養老 7 (723) 年
	多治比池守	中納言 大納言	養老 2 (718) 年 養老 5 (721) 年
	首皇子	立太子（官位ではない）	和銅 7 (714) 年
近江群臣	藤原不比等	大納言 右大臣	大宝元 (701) 年 和銅元 (708) 年
	藤原房前	参議	養老元 (717) 年
	藤原武智麻呂	中納言 大納言	養老 5 (721) 年 天平 2 (730) 年
功臣	粟田真人	参議 中納言	大宝 2 (702) 年 慶雲 3 (706) 年
	大伴旅人	中納言 大納言	養老 2 (718) 年 天平 2 (730) 年

おわりに

元正天皇はそれぞれの氏族・豪族の特性を把握しながら皇親を加え、できるだけ三者のバランスをとって、中央政界を調整していた。その現れの一つとして、元明太上天皇の葬儀に関わる者を皇親からは長屋王、近江群臣からは藤原武智麻呂、功臣からは大伴旅人を選定していることから言える。

元正期の政権構造を皇親・近江群臣・功臣という三者から考えてみたが、元正天皇の最大のブレーンは当然、母親である元明太上天皇である。元正天皇の事績の多くは元明太上天皇から継続・継承・修正・発展させてきたものである。渡部氏は、「元明天皇が在位中の事業を完成するためには、太上天皇として政治に携わることが必要であった。娘元正天皇をパートナーとしたことで、それがはじめて可能となったのである」⁽³⁵⁾とする。そして、即位時三十六歳となっていた氷高内親王は、パートナーと成り得る存在に成長していた。

井上氏は、「元正にとって不比等の急死は、彼女自身が証言したように、致命的な打撃であった。それでも元正天皇が崩ずる前は毅然たる態度を努めてとった」⁽³⁶⁾と述べている。それだけに為政者としての役割モデルであった元明太上天皇は元正天皇にとって何ものにも代えがたい存在であり、政治的にも未だ大きな権威を有していた。それゆえに元明天皇が崩御した際に初めて、鈴鹿・愛発・不破の三関の固関が行われた。固関は中央での政治不安が地方へ波及するのを防ぐ目的がある。京と東国・北陸とを結ぶ三つの道を閉鎖することで、反乱を起こした者が東国に逃れ、現地勢力とつながることを防ぐことである。持統天皇・文武天皇崩御の際には固関は行われていない。それだけ、元正天皇にとって元明太

上天皇の影響力が大きかったということである。元正期において不比等と元明太上天皇の死は最大の危機だったと思われる。

元正天皇治世の九年間は、元明太上天皇を最高指導者として、藤原不比等という大政治家の下で、皇親・近江群臣・功臣という政権構造からそれぞれの状況に合わせた任官を行い、そのバランスをとり、彼らの不満による政治不安を招かない政局をつくることに努力をした。その努力の上に律令制国家の基盤がほぼ固まったと考えてきたが、地方政策の不安定さや経済政策、天変地異からもたらされる政情不安など多くの不安材料が存在していた。

今回、元正天皇期の政権を担っていた議政官を中心に彼女の政権構造を論じてきたが、以下のような課題と更なる検討の必要性が残った。太政官制の中での知太政官事の役割とは何か、特に舍人親王の知太政官事としての意味、首皇子は皇太子としてどのような役割を期待されたのか、元正天皇はなぜ藤原房前を内臣としたのか、外交面からの功臣の機能、壬申の乱後の功臣の動向、そして養老行幸と在地首長との関連などである。

以上に加え、元正天皇期以後に日本の国家宗教ともなっていく仏教政策、北方アジアと東北支配、大宝律令から養老律令への修正内容、文武天皇の皇后・聖武天皇の母という擬制関係、祭祀と天皇という視点からの伊勢神宮への斎王派遣、そして元正太上天皇としての機能などがある。特に対外政策に関しては外国からの視点での文献検討も必要となるであろう。これらの課題を検証していくことにより、更なる元正天皇治世の意義が明らかになると考える。

〔注〕

- (1) 井上亘 『日本古代の天皇と祭儀』(吉川弘文館 一九九八年) 二一三頁。
- (2) 虎尾達哉 『奈良時代の政治過程』(岩波講座『日本歴史』第3巻 古代3 二〇一四年) 四十四頁。
- (3) 『日本書紀』にはこの年とあるのみで具体的な年月日は記されていない。
- (4) 『日本国語大辞典』第二版 3巻(小学館 二〇〇六年)によると、中国古代に天子が行った祭祀のこと。封は泰山の山頂に土壇をつくって天を祭ること、禪は泰山の麓の小丘(梁父山)で地をはらい山川を祀ること。封二一九年の始皇帝、前一〇年の前漢の武帝のそれが著名。史記に封禪書がある。
- (5) 大津透 『律令制とはなにか』(山川出版 二〇一五年) 十六頁。
- (6) 前近代、中国中心の国際秩序・外交体制の一つ。中国の皇帝が周辺諸国の王に爵位・称号等を授けて臣下とする冊封・封冊の手続きによって成立する。諸国王は皇帝に臣従の礼をとり、中国曆を自国に施行し、使者や貢物を定期的に送るなどの義務を負ったが、一方で、皇帝から唯一の外交有資格者・統治権者として認められることで、自国民に超越的な権威を持つて臨むことができた。日本がこの体制に参入したのは、5Cの倭の五王と15〜16Cの足利將軍のみで、その間も日被冊封国としての義務を完全にははたしていない。中国を中心とする世界の周縁部にあつて、朝鮮半島の諸国などにくらべ、比較的自由に自国の立場を選択できた。朝尾直弘 宇野俊一 田中琢編 『新版日本史辞典』(角川書店 一九九六年)
- (7) 榎本淳一 『遣唐使の役割と変質』(岩波講座『日本歴史』第3巻 古代3 二〇一四年) 二五六頁。『朝貢体制』は、有徳な皇帝(天子)の下には、その徳を慕つて蕃夷の君長(諸国王・族長)が朝貢すべきであるという儒教的な理念実態化するための外交対策であるが、唐朝が一方的に押しつけたものではなく、諸国王・族長側にもメリットを生み出すものであった。
- (8) 榎本淳一 前掲書 二五七頁。
- (9) 西宮秀紀 『奈良の都と天平文化 日本古代の歴史3』(吉川弘文館 二〇一三年) 二七頁。
- (10) 渡部育子 『元明天皇・元正天皇』(ミネルヴァ書房 二〇一〇年) 六十八頁。
- (11) 天武七年(六七二) 五月五日、天武天皇が鸕野野讃良皇后と天武皇子である草壁・大津・高市・刑部皇子、天智

皇子である川嶋・芝基皇子の六人の皇子たちと吉野に行幸し、皇位継承について「天皇の勅に随ひ、相扶けてさかふる事無けふ」ことを誓わせ、天皇自身も「朕が男等、各異腹に生まる。然れども今一母同産の如くに慈まむ」と告げて、「若しこの盟に違はば、忽ちに朕が身を亡ぼさむ」と誓約を立て、皇后・皇子たちも同じく誓約をした。この六人の皇子を盟約皇子という。土橋寛『持統天皇と藤原不比等』(中公新書 一九九四年) 三頁。

- (12) 西宮秀紀 前掲書 二十八頁。
- (13) 倉本一宏 『奈良朝の政変劇』(吉川弘文館 一九九八年) 六頁。
前掲書 七頁。
- (14) 倉本一宏 前掲書 十二―十三頁。
- (15) 倉本一宏 前掲書 九頁。
- (16) 倉本一宏 前掲書 二十五頁。
- (17) 倉本一宏 前掲書 三十一頁。
- (18) 高島正人 『奈良時代の藤原氏と朝政』(吉川弘文館 一九九九年) 三十六頁。
前掲書 五十頁。
- (19) 寺崎保広 『長屋王』(吉川弘文館 一九九九年) 五十四―五十五頁。
前掲書 四十五頁。
- (20) 倉本一宏 前掲書 一七五頁。
- (21) 渡部育子 前掲書 四十五頁。
- (22) 倉本一宏 前掲書 八十頁。
- (23) 井上亘 前掲書 九十九頁。
- (24) 高島正人 『律令貴族成立史の研究』(塙書房 二〇〇六年) 一四九頁。
前掲書 一五三頁。
- (25) 吉川敏子 前掲書 十九頁。
- (26) 井上亘 前掲書 二十六頁。
- (27) 井上亘 前掲書 二十六頁。
- (28) 井上亘 前掲書 十九頁。
- (29) 井上亘 前掲書 十九頁。
- (30) 井上亘 前掲書 二十六頁。

- (31) 高島正人 前掲書 七十七頁。
- (32) 彦吉三枝子 「大納言大伴旅人の薨去と藤原四卿政權の成立過程―知太政官事舎人親王・知五衛及授刀舎人事新田部親王との関連に於いて―」(『政治経済史学』二八四 一九八九年一二月)
- (33) 大津透 前掲書 四十一頁。
- (34) 倉本一宏 『壬申の乱』(吉川弘文館 二〇〇八) 二二三頁。
- (35) 渡部育子 前掲書 一四八頁。
- (36) 井上亘 前掲書 八十二頁。

